

事務局長	おはようございます。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日、欠席の届け出が、5番、信田浩則委員、22番、茂木靖雄委員から出ております。 それでは、ただいまから第16回大仙市農業委員会総会を開催いたします。 はじめに会長からご挨拶を頂戴いたします。(午前10時 開会)
細谷精悦会長	(会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は22名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。 次に、前回8月7日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第16回総会までの業務報告書をご覧ください。 8月7日に第16回農業委員会総会を委員20名、推進委員1名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。総会終了後に令和6年度第1回農業委員会役員会を委員9名の出席をいただき視聴覚研修室にて開催しております。案件としましては、11月2日に開催される秋田県農業委員会大会に提案する大仙市の政策の検討と先月改定額が確定しました秋田県最低賃金の農作業標準賃金・料金表への組み入れや周知の方法についてご協議いただきました。協議結果につきましては下段に記載しておりますのでご確認ください。 8月9日と9月4日に広報専門委員会をそれぞれ委員5名と4名の出席をいただき神岡庁舎1階会議室において開催しております。10月1日発行の農業委員会だより第27号の掲載内容についてご協議いただいております。 8月23日に秋田地方総合庁舎において秋田県都市農業委員会会長会から秋田県知事に要望書を提出しております。会長が同席されております。 その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。以上で、主な業務報告といたします。 それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。
議 長	本日の会議を開会します。はじめに議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、12番、高川吉昭委員、13番、伊藤又エ門委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。
議 長	議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局長	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める 令和6年9月6日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦
参 与	個別案件の説明に先立ちまして、私の方から一つご説明がございます。 令和5年9月1日に施行されました農地法施行規則の改正により、農地法第3条の許可申請書と農地台帳に国籍と在留資格の記載が必要になりました。この改正へ対応するよう議案作成のシステムを修正し、今月の議案書から農地法第3条の譲受人及び借受人の氏名、住所欄に該当する場合は国籍、在留資格を表示することとしましたので、ご承知おきくださるようお願いいたします。説明は以上でございます。

参与

申請理由につきまして、借受人は現在両親と居住しておりますが、将来を見据え独立したいと考えていたため、当該申請地に住宅の建築を計画したものです。設定期間は30年です。許可基準における立地基準につきまして、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地にあることから、第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号により、この住宅は日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから許可要件を満たしているものと判断しました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。なお、本案件につきましても今年6月開催の総会において農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

参与

申請理由につきましては、砂利採取のための一時転用で砂利採取場として使用します。設定期間は許可日から1年間で1平方メートル当たりの賃借料は〇〇〇円となっております。

許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にあることから原則許可できませんが、例外として農地法施行令第11条第1項第1号により一時的に砂利採取のため農地を使用するものであることから許可基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可基準を満たしているものと判断いたしました。

参与

申請理由につきましては、砂利採取のための一時転用で設定期間は許可日から１年間、賃借料は１平方メートル当たり〇〇〇円です。許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にあることから原則許可できませんが、例外として農地法施行令第１１条第１項第１号により一時的に砂利採取のため農地を使用するものであることから許可基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長 事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。案件1番、2番についてお願いします。

高橋勝範委員　１４番、高橋です。まず、案件１番についてですが、現在使用している営業所の隣りにありまして、この案件によって分割される農地は無いことを確認してきました。

続いて、案件2番についてですが、先程の事務局の説明のとおりでございまして、何ら問題がないことを確認してきましたのでどうかよろしく願いいたします。

議 長	案件3番についてお願いします。
-----	-----------------

玉井慎太郎 委員	9番、玉井です。8月23日に現地を確認してきました。申請地付近に2軒ほど住んでる方がおられますが、既に了承を得ておりますので、問題は無いと思われます。よろしくご審議お願いします。
-------------	--

議 長	案件4番についてお願いします
-----	----------------

泉芳博委員　　１８番、泉です。４日に推進委員と事務局の方と一緒に現地確認してきました。その結果、申請地は碎石場の隣りにありまして、周りに迷惑が掛かるような場所でもないのです、何ら問題は無いと思われます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

事務局長	現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
------	--

議 長	質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
-----	------------------------------

議 長	無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
-----	---

議長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第４号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の撤回についてを議題とします。

事務局長	議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の撤回について 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改正に伴い改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の撤回について意見を求める
------	--

令和6年9月6日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長	事務局の説明を求めます。
-----	--------------

[illegible]

理由といたしまして、太田地域の太田地区では、農地中間管理機構関連農地整備事業の令和7年度採択に向け、設定期間15年以上の農地中間管理機構による契約を締結する必要があります。平成29年9月の改正土地改良法施行以前に契約されたものと、それ以後に契約されたもので、契約期間の延長方法が異なります。平成29年9月以前に契約されたものについては、撤回案件として総会議決後に、新たに設定期間が15年以上の中間契約することが採択要件となります。本案件につきましては、全て平成29年9月以前に契約されていることから、既存の中間管理契約について農用地利用集積計画を撤回の手続きをするものです。

議案第４号の農地につきましては、撤回について議決をいただきました後に改めて議案第６号において新規の一括方式として他の案件と併せて上程させていただきますのでご了承ください。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり撤回することに決定しました。

次に、議案第５号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の改訂に伴い改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める

令和6年9月6日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

事務局の説明を求めます。

[illegible][illegible]

歳です。

申請理由につきまして、〇〇〇〇さんの死亡後、相続人不在のため相続財産清算人が当該農地の購入者を探していたところ、申請農地を耕作している農業法人の構成員である〇〇さんが購入する意思を示したため売買契約を締結するものです。売買価格については、当該農地の売買について所管する秋田家庭裁判所の審判により総額〇〇〇〇〇〇〇〇〇円で決定しております。なお、〇〇さんは、以前は認定農業者の資格を持っておりましたが、現在は所有する農地の大半を自らが役員を務める農地所有適格法人に貸借していることから認定農業者の資格は喪失した状態となっています。また、経営面積も基準である2ヘクタール未満となっているため本来であれば強化法による売買は出来ないところですが、強化法附則第5条第1項、農地利用集積計画に関する経過措置により改正前の強化法第18条第3項第2号ただし書きを適用し農地所有適格法人の構成員がその法人に利用権の設定を行う目的で売買する場合は適用が認められているため、今回は強化法による売買としたものです。

事務局長

その他の案件についてご説明させていただきます。議案第5号につきましては、ただいま説明いたしました2件の外に、賃貸借権設定の新規1件、更新3件がございます。今回、田の所有権移転につきましては、説明案件以外にございませんでした。

次に、賃貸借権設定における田の賃借料の金額であります。説明案件を除く2件については利用権の設定を受ける者が同一人でいずれも10アール当たり〇〇〇〇〇円となっております。これについては、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、議案第6号の農用地利用集積等促進計画案の承認についてを議題とします。

事務局長

議案第6号、農用地利用集積等促進計画案の承認について
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、及び第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める

令和6年9月6日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

個別案件の説明に先立ちまして、農用地利用集積等促進計画をご説明いたします。令和5年4月の農業経営基盤強化促進法改正により、出し手が中間管理機構に農地を貸し付ける農用地利用集積計画と、受け手が借り受ける農用地利用配分計画は、新たに農用地利用集積等促進計画に一本化されることとなりました。

これまでは2年間の経過措置が設けられておりましたので、農業経営基盤強化促進法によりご審議いただいておりますが、令和7年4月の農用地利用集積等促進計画への全面移行に先

議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。
事務局長	報告第1号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する 令和6年9月6日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦
議 長	事務局より報告願います。
参 与	議案書の198ページをご覧ください。記載の五つの法人からの報告がありました。個別に説明するべきところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。どうぞご了承願います。個別の報告書につきましては、199ページから214ページに掲載のとおりとなります。報告書の内容を確認したところ、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。 法人報告については以上になります。
議 長	以上報告といたします。 これで本日の日程は全て終了いたしました。その他、事務局から何かございませんか。
事務局	その他 (1) 農業委員会だより第27号の校正について
議 長	委員の皆さんから何かありませんか。 無いようですので、以上をもちまして、第16回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。 本日は、ご苦勞様でした。 (午前10時46分 閉会)